

## 第5節 悪臭

悪臭は、人の感覚の1つである嗅覚に関わる公害であることから、公害が社会問題化する前から取り上げられてきました。国が集計した公害苦情のうち悪臭の原因としては、野外焼却が最も多く、次いでサービス業・その他、個人住宅・アパート・寮となっています。飲食店や工場からのものもあります。

悪臭防止法で事業活動に対する規制基準は定められていますが、個人が原因となることも多く、お互い一人ひとりのちょっとした工夫や思いやりも大切です。

### 1 悪臭の概要

**悪臭とは** 人が感じる「いやなにおい」、「不快なにおい」の総称をいいます。人が感じるにおいの大部分は、「複合臭（＝低濃度・多成分の臭気物質が相加、相乗した強いにおい）」といわれるものです。この複合臭が悪臭問題の原因となります。

**国の基準** 悪臭防止法では、アンモニアなど 22 物質が特定悪臭物質に指定され、規制基準が定められています。  
また、市長は臭気指数による規制基準を定めることができます。

**市の基準** 東広島市での規制内容は次表のとおりです。

悪臭防止法による規制内容

項目	内容
規制方式	人が直接においを嗅ぐ嗅覚測定方式
規制地域	市内全域を規制の対象とします。
市内の区分	市内を2つの用途によって区分します。 ① 住居地域 ② その他の地域（商業、工業地域や用途の定めのない地域）
臭気指数	① 住居地域 12 ② その他の地域 15 ※ 臭気指数は 10～21 の間で設定。数字が小さいほど厳しい規制です。

### 2 悪臭の現状

**苦情件数** 過去5年の市内の悪臭苦情の件数は次のとおりです。毎年10件前後で推移しています。平成29年度は、飲食店、住宅からの排水、工場などからのにおいに対する苦情がありました。

東広島市における悪臭に関する苦情件数

項目	年度別発生件数（件）				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
悪臭苦情	11	15	10	8	11

### 3 悪臭の防止対策

**発生源対策** 東広島市では「悪臭防止法」により、市内全域を規制区域に指定して、規制区域内の工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行っています。

**事業者にお願  
いすること** 工場・事業場では次のような改善を行い、悪臭原因物質の発生を抑えるようにして下さい。

- においの少ない原材料への転換
- においの発生抑制
- 建物からの漏えい対策
- 排出口の向きや高さの変更
- 焼却炉での燃焼
- 脱臭装置の導入など

**市民・事業者  
・農業者にお  
願いすること** 悪臭は感覚公害と呼ばれ、その時の状況や習慣などによって幅の広い特徴があります。周りへの影響を考え、それぞれが悪臭を発生させない対策をとることが必要です。

- 周りへの影響を確認する
- 臭いの強い肥料を撒いたら早くすき込む
- 臭いの発生源を覆う
- 臭いの出やすいものはこまめに掃除をするなど